



九条の樹

95号
2022年6月発行



発行：東久留米「九条の会」 連絡先：TEL 042-473-9489（鈴木）

http://higashikurume-9.net/ メール：higashikurume9j@gmail.com

改憲発議許さない！ 2022年憲法大集会 守ろう平和といのちとくらし



東京大集会に1・5万人

憲法施行から75年の5月3日、東京、有明防災公園で3年ぶりに開催された「2022憲法大集会」には1万5000人（主催者発表）が参加、東久留米からも60人以上の方が参加しました。

ロシアのウクライナ侵攻に乗じて、自民党などが「敵基地攻撃能力の保有」や「核共有」論など、軍拡を声高に叫ぶなか、武力には武力ではなく、今こそ憲法が掲げる平和主義9条の精神が必要とされています。まずは参院選で改憲を阻止しようと訴えました。

野党から、日本共産党の志位和夫委員長、立憲民主党の奥野総一郎国対委員長、社民党の福島瑞穂党首から挨拶がありました。

琉球大学名誉教授の高嶋伸欣さんは、沖縄は今年、本土復帰50年、復帰前はアメリカの軍事支配下で人間扱いされ



ない20年でしたが、沖縄の人たちは声を上げ続け憲法の適用と復帰を認めさせました。日米地位協定が憲法よりも上に位置付けられている現実があります。治外法権のようなものです。沖縄の人たちが声を上げることで復帰を実現したように私たちも声を上げていきましよう、と訴えました。

大江京子弁護士は、「敵基地攻撃能力保有」は全面戦争を呼び込み、国民の命を守りません。軍事力による「抑止力」は軍拡の応酬と相互不信を広げるだけ、原因と脅威をなくす議論が欠けていると述べました。

ジャーナリストで和光大学名誉教授の竹信三恵子さんは、憲法9条は不戦の誓いであると同時に、国のお金を軍事ではなく社会保障など、私たちの生活のために使う仕組みなのです。私たちの生活を考えるからこそ、9条をなくしてはいけなとお話しされました。（事務局）

戦争とメディア

永田浩三（武蔵大学教授）講演会



4月10日開かれた「東久留米九条の会17周年の集い」永田浩三さんの講演のウクライナ、広島の部分を紹介します。

私は生まれは大阪、母は広島生まれです。仙台の大学を出てNHKに入りました。13年前にやめて武蔵大学へ入り教員になりました。ドキュメンタリーの歴史を学んだり、

作品を作ったりしています。

ウクライナの戦争

ウクライナのが心配ではありません。キーウの郊外のブチャはクリミア半島をロシアが占領して追い出された人たちが移住したところです。ここで虐殺があったとされています。一緒に仕事をした仲間でも新田君という人がいます。彼はウクライナで取材をしていて、ロシア軍が去った後のブチャを取材しています。ロシア軍の兵士はどういう人かというとかザフ人とか少数民族と言われる人たちが多くて経済的にも苦しい地域で兵士として食べていくことを選んだ若者たちということでしょうか。

ロシアのラブロフ外相は「ウクライナが核、化学兵器を開発しているから攻撃しているのだ」と言っています。国連の安全保障担当中道さんは「そういう事実はない」とはっきり言っています。

原発への攻撃がありました。が、人類史上初めての攻撃と言われている、福島の人たちや被爆者などの怒りを呼んでいます。「核兵器を使ったのと同じだ」という声もあります。チェルノブイリ原発をロシア軍が占拠していたのですが敷地内は事故以来大変な放射線量で汚染されていて、そこに留まっていたロシア兵が被ばくをして症状が出ているとも言われていますが確かなことは良く分かっています。いづれにしても原発が兵器になる怖さを知りました。

さてウクライナとロシアの関係で忘れてはならないことがあります。

私は1989年から91年に

かけてウクライナの中中部と西部を取材しました。そこで多くの人たちが「独立をしたい」という声をあげていました。なぜですかと聞くと、1930年代映画「ひまわり」の場面にあります。ひまわり畑の一带は小麦の一大産地なのです。32年ころスターリンはウクライナの小麦を輸出して工業化のための機械を買ったりしました。小麦を作っている農民の口には入らなかつた。「飢餓輸出」と言われてウクライナの人たち500万とか一千万とかの餓死者を出しました。現地に行つたときその追悼がやっとできるようになった頃でした。最近のイギリス映画「赤い闇」という映画でそのことを描いていますが、ソ連はこのことを隠していました。ウクライナがソ連から圧制を受けていたのですがナチスが攻めてきたとき、ナチスの方がましではないかと、なびいた人たちもありましたが、ドイ

ツ軍からも迫害を受けました。

戦争とメデイア

歴史を見ると戦争で新聞、メデイアが発展してきました。日本では日露戦争で、国民の知りたい要求にこたえて新聞の経営が安定し、大衆化してきたのです。従軍記者の最初の人は犬飼毅です。第一次世界大戦のときに世界中のメデイアが戦争を伝えることに本気になっていきます。フェイクニュースと言いますか、相手が残虐なんだと言いたうようになります。例えば、ドイツ兵は赤ちゃんの手を必ず切るとか、も言われました。アメリカは当初参戦していませんでしたがイギリスの客船がドイツに沈められて、乗っていたアメリカ人が犠牲になり、それをメデイアが大々的に報じてアメリカは参戦しました。メデイアが戦争を促したともいわれます。戦争の犠牲になるのももちろん人であり命なんです。が、もう一つ犠牲になるのが

真実だ、という言葉がありま。戦争の最初の犠牲者は真実です。本当のことが伝わらないのが常なのです。今回のウクライナ戦争でもどれが本当のことなのか見極めるのは本当に難しい。

広島のこと

78年前、広島のきのこ雲の下で多くの人の命が失われました。私の母は原爆の爆心地から800メートルのところまで被爆しました。川に飛び込んで助かりました。ミシンをかけていてミシンはぐしゃつとなりました。がミシンのおかげで助かったと言っていました。

読売新聞は8月9日から15日にかけて「原子爆弾」という用語を使って報道しています。世界で最初に原爆の報道したのはジャーナリストのバーチェットです。彼の広島取材を助けたのは同盟通信の中村さんなどです。9月5日に「原爆の疫病」ということで世界にス

クープ報道しました。

アメリカ軍はバーチェットの原爆報道にびっくりして報道規制をします。原爆のことを伝えさせない。メデイアはそれに屈して報道しなくなります。それに屈せず知らせ続けたのは小説家や詩人、歌人などです。太田洋子さんは「少女たちは 天に焼かれる 天に焼かれる」と歌いながら歩いて行った。子どもたちの家にはたいいてい一人か二人の傷ついた肉親か縁故の人が帰ってきていて、むごたらしく死んで行ったり死にかけたりしているのだ。これは郊外に無傷で避難したんだけども死んでいった人たちの描写ですね。1945年の十月に発表しています。呉の諜報部が尋問に来たりしましたが勇気をもって書いてたんですね。

このほか、原民樹、正田篠枝、峠三吉ら小説家、詩人、歌人が検閲にあらがって広島惨状を伝えました。

(文責 事務局)

《平和を考える本》

『わたしは「セロ弾きのゴーシュ」
中村哲が本当に伝えたかったこと』

(中村哲・著/NHK出版)



(1,760円)

二〇一九年一二月四日、アフガニスタンで銃撃されて亡くなった中村医師。本書は、彼の出演したNHK「ラジオ深夜便」の六番組から、インタビューに答えるその肉声を忠実に再現したものだ。

ハンセン病根絶計画から、病気を減らすには清潔な飲料水と食べ物が必要と痛感。空爆下、診療所開設と同時に水源確保、用水路整備事業を始める。やがて砂漠に水と緑が戻り鳥や魚も帰ってきた。小麦や米が作れるようになった。里ができていく。これを見る楽しみだけは死ぬまで手放したくないと、自らをゴーシュ(宮沢賢治の童話の主人公)に例えて中村医師は言い続けていた。(高田桂子)

憲法審査会ウオツチング

西崎典子（大門町）

私は友達に誘われ二月から衆参両院の憲法審査会の傍聴に通っています。

憲法審査会は二〇〇七年に両院に設置された機関で、憲法や憲法関連の法律に関する調査・憲法改正原案や憲法改正の発議、国民投票に関する法律案の審査及び提出が業務です（国会法一〇二条の六）。

衆院の委員は五十名（うち立憲野党十名）、参院は四十五名（同十三名）。総選挙で立憲野党が大敗した結果、国民民主が改憲派に鞍替えし、与党側と意思統一を図っています。圧倒的多数派となった自公維新有志の会が改憲への道をひた走ります。

本来は、立憲主義原理のもとで憲法改正が許されるのは、国

民の自由や人権を保障する上で憲法規定が障害となり、法律の制定改正や政策実現では、人権が保障されないか、権力の統制がきかなくなつた場合に限られます。

しかし今の改正論議は、ウケライナ危機に便乗し危機をおおる政治家による、国民の不安に付け込んだ改憲論です。今期二〇八国会では、コロナ禍を口実に予算委員会中に審査会が開催され、三月三日には「憲法第五十六条の「出席」には「オンライン出席」も含められる」と、法学者でもない委員たちが憲法の解釈をし、取りまとめ案を初めて多数決で採決し、衆院の議長送りとなりました。それまで落ち着いて審議をして全体の合意

のもとに物事を運んできた（中山方式）慣行はこの件で壊されました。

「民主主義は多数決だ」と維新はよく口にします。その真意は「数回審議をしたのだから、（内容が煮詰まっていなくても、反対意見があつても無視して）多数の意見を通す」ことです。

「オンライン出席を可決した後、審査会はテーマを緊急事態条項、国民投票法のテレビ・ラジオ・インターネットの規制問題・憲法第九条関連・合区・教育の無償化と自民党の改憲四項目に沿った形で議論を展開してきました。それぞれ「もうかなり議論したから改正原案の決を取りとう」と改憲派に言われてもおかしくない雰囲気です。

国民投票法は、昨年六月に改正国民投票法が成立しましたが、その附則四条に関し、テレビ・ラジオのCM規制をすべき

だ、と立憲民主党はずっと主張しています。

もしCM規制による歯止めがなかったら、改憲の発議から国民投票までの運動期間は、資金と巨大広告会社、電通と強いコネがある自民や日本会議系の団体等が広告を打ちつばなしにして、力のない立憲野党や護憲グループは太刀打ちできないでしょう。市民からのCM規制のない国民投票法に反対するキャンペーンが必要です。

改憲派は九条改正でも、緊急事態条項の創設でも、真の意図は隠し、ソフトな言い方で国民を欺いています。国民はウケライナ危機の一方的な放送を見入り、冷静に考えることを忘れていきます。改憲派に煽られたり、政治に関心な人たちに、それぞれの改憲案のどこがどうおかしいか、伝える力を身につけましょう。